

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第27回平成22年3月4日開催 午後6時30分から午後9時5分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

傍聴者 1名

1 本日の進め方について

(1) 区分B : 区民の権利と責務について(骨子案の検討)

(2) 区分F : 地域自治について

(3) 区分D : 議会の役割と責務について

(4) 今後の検討連絡会議の進め方について

検討項目の検討順序について

22年度第一四半期(4~6月)の開催日程について

2 議題

座長

・きょうは大きく分けて4つ。

1番目は、区分B、区民の権利と責務について。骨子案の検討チームが作業していただいたので、このBについて御報告を受け、みんなで検討するということ。

2番目に、区分F、地域自治について。これは区民検討会議での議論がなされていると聞いているので、その状況を報告していただいて、さらに煮詰めるということ。

3番目に、区分D、これはまだ議題にのせていないが、議会の役割と責務について。これについては議会の側からのペーパーが出ていて、それを報告いただいた上で、みんなで検討する。

4番目は、今後の検討連絡会議の進め方で、検討項目をどんな順序でこれからやっていくかということをお諮りをするということと、4月以降の日程についてということを進める。

まず、検討チーム2班でやっていただいた作業について御報告をいただく。

区分Bについて、土屋委員、樋口委員、根本委員、久保委員、折戸委員と2月24日に検討した。

資料2の 三者案調整たたき台をもとに、 の骨子案に盛り込むべき事項ということで、これについては、座長がほぼ取りまとめていただいており、ペンディングの部分について検討をした。

の骨子案に盛り込むべき事項の上の3つは、ほぼ座長の取りまとめの内容で、体言止めのところを、すべて「区民は、……有する。」という形に置いた。最後に「区民は、学ぶ権利を有する。」というふうに置いた。

の、 の説明だが、最初に、合意事項、知る権利をちょっと狭めると言われた「区政に関する」ということについて、少し議論をいたしました。やはり隣近所のプライバシー等はなかなか情報には含まれないということとか、区政以外の情報を区は出せないということで、やはり「区政に関する」というものを入れるというようなことで確認した。

ペンディング事項の「安全で安心して暮らす権利」は、前文のほうで盛り込んだらどうかというふうにしたところ。これはほかのところ、例えばJ区分で、区民検討会議で安全安心も出ているので、それと含めながら、前文のほうでというふうに取りまとめた。

ペンディング事項の「学ぶ権利」は、4番目に入れるということで、2つの意味合いがあり、まちづくりなどの大人の生涯学習の「学ぶ」と、それから児童生徒の「学ぶ権利」、日本語、外国語を含めた適正な教育という視点で盛り込んだらいいということで、4番目に盛り込んだところだ。

「情報を共有する観点」について、区政情報をすべて共有することはなかなか難しいのではな

いかという意見とか、そこまで記述する必要はないのではないかというようなことで、そういう観点について検討はしたが、盛り込まない方向で の内容になった。

責務も同じように三者案たたき台をもとに、 で骨子案に盛り込むべき事項ということで、これも座長が取りまとめていただいた「区民は、この地とともに暮らすものとして、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める。」というもの。「ともに暮らす」についてペンディングになっていたが、「ともに暮らす」の意味合いに、働く、学ぶ、活動する、事業者、外国人についても、「暮らす」という表現に含まれるというふうにとらえると確認して、「ともに暮らす」を条文に残すというようなことになった。

2番目の「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める。」は、この区民の定義が今のところはっきりしていないというところで、入れた。区民の定義に「事業者、NPOなどの団体」も含まれるのであれば、盛り込まないことも考える。(行政委員)

座長

・皆さんからの御意見をいただいて、練り上げていただきたいと思う。

「情報を共有する」の観点を盛り込まないということだが、すべて共有することはやはり難しいとは思いますが、この「共有する」という観点自体を盛り込まないのは、それでいいのかなという思いがあり、その議論の過程をもう少し教えていただければと思う。(区民委員)

学ぶ権利という法令上で義務化されたものが、ただ行われていけばいいのではないのではないかと。学ぶ権利というのは質も保障されるべきだということを言いたかったという意味で、児童生徒の学ぶ権利ということを行っているだろうということだ。(議会委員)

今の学ぶ権利ですけれども、考え方はわかるが、自治基本条例に区民の権利として載せる必要かどうかというのは検討されなければだめだというふうに思う。

学ぶ権利は、条例に載せないことによって、区民の皆さんがどういう阻害を受けるのかということなのだ。条例に載せなければ、そもそも今言われたような学ぶ権利というのは、どこかで阻害されるということになるのかどうか。私はならないような気がする。

したがって、あえて学ぶ権利というのを条文化する必要はないのではないかというふうに思う。(議会委員)

成人が学ぶという生涯教育の観点から、今これから非常に大事な時代に入ったと。生涯教育がこれからはもう絶対に必要なのだという意味合いを込めて、学ぶ権利をそこに独立させて入れようじゃないかという議論があった。(議会委員)

もっと広く権利というか、学ぶのは当然ですよ、ただ、その部分をどうやって補完していくか。それから、その内容に関してどうやっていくか。今、生涯学習塾とか、いろいろ行政のほうで試みをされていると思うが、何とか、区民発とか行政発とかという意味合いで今論点を絞ろうとしているわけではないので、それをみんなが本当に学びたいものをどうやって集めてきて、それでそれをどうやっていくのかということのほうは今大事なことだと考える。だからこれは外すべきではない。(区民委員)

座長

・ちょっと議論の整理のために、私たちは今、自治基本条例をどういうふうにつくるかという議論をしていて、自治基本条例というのは恐らくそこに住んでいる人たちの政治的、個々人が持っている主権を寄せ集めて合意していくと。合意した中身だけではだめなのだね。それは昔やった市民憲章とかいうのがあったね、これは合意だけでいいのだが、私たちはそれをこれから、そこにある自治体政府との間で社会契約にまで持ち込みたいと思っているわけ。そのために間に議会を介在させて、議決という行為をとって、それによって社会契約が成り立つというふうに考えれば、当然のことだが、そこに書かれたことはすべて契約を結んだ相手方の政府が実現する責任を負うということになる。

したがって、この条例を読んだ区民の方が、私には学ぶ権利が保障されていないと駆け込んできたときに、このように保障するという準備がなければいけない。僕はそのイメージが今、もう

一つわからない。ただ、具体的に区民の学ぶ権利を保障する条例という個別条例がなければ書いてはいけないかといったら、そんなことはなくて、今の憲法にも、解釈論でまداولろうろしている。例えば幸福追求権とかというような、理念はあるのだけれども、どのようにすれば幸福になるかということについては意見が違っているので、なかなか法律にできないような状態もある。

だから、学ぶ権利をどういうふうにつくっていくかを区民全体と議会と政府の三者の間の課題として抱えていくということを了承しながら、掲げる理念だけは掲げておくということが、自治基本条例だと許されるかどうかと、その議論をしておくこと。

区民の権利の部分での議論だけれども、権利とか役割、義務のところ、この条例のつくりの中では、やはり区民、行政、議会のそれぞれの権利とか役割のところが、それぞれがお互いを補い合っているというか、それが全部かみ合ったところで条例ができるというのが形としては一番いいのではないかと思う。

行政におぜん立てをされて環境をつくってもらい、その上に成り立っているのが区民の権利としての生涯学習、学ぶ権利だということも、それは一面的過ぎるのかなと思うので、そういった意味では、全体の関係性のところからいっても、なかなかここだけで学ぶ権利を入れるのは、ほかとのバランスからいっても、なかなか難しい部分がある。(行政委員)

例えば文京区だとか、世田谷区だとかというのは、比較的生涯学習だとかいろんなことが進んでいるし、それから進みやすい土壌がある。人もいっぱい住んでいる。それから、新宿区のように、30万住民と80万(昼間人口)ということもなくて、もっと夜間人口と昼間人口の差が少ないところの中で言うと、いろんな意味で区民の皆さんが勉強する条件がある。だけど、新宿区はなかなか難しい。そこで、学ぶ権利を有するというで、お互いに勉強していくのだと、学んでいくんだと、そういうまちをつくるんだということを旗印にするというような意味があるというふうに思って、学ぶ権利がある。

もう一方では、おれは学べないから奨学金を出せよという話で、それをやったら切りがないということなのだけれども、やれる範囲で、やっぱり区民がみんなで学んでいくという自治体をつくっていく、では責務はどうするんだということではなくて、そういう自治体を目指すんだということで、これを載せると、あるいは載せたほうがいいというふうに6人はまとまったと思う。(議会委員)

学ぶ権利を載せるということになった場合には、やはりこの権利を受けとめて、ほかの条文の中できちんとそれを保障する、そういう対応が必要だというふうに思う。(議会委員)

やはり行政側は区民が生涯にわたって学ぶということ、その機会を与えてくれるようにしてくださいというのが、権利に対する行政側の責務と思う。(区民委員)

座長

・かつて静岡県のどこかであった。新村さんという有名な市長さんが、生涯学習権というのを打ち立て、それで生涯学習条例をつくった。その生涯学習というのと、ここで言っている学ぶ権利というのは、学ぶ権利のほうが多分ニュアンスは広いなと私は受けとめているけれども、そんな事例もないことはないということだ。先ほど山田委員がおっしゃったのは、そういう構えがありますかということだ。

区民委員はずっと知る権利というところで、本当に区政に関する内容だけでいいのかという話も当初からしていた。知るということは何だと、とりあえず自分たちが区政に参加しなければいけない。情報を共有しながらやっていかないと、自分たちがどういう形で入っていったらいいのかというのがわからないと。

次の段階で、知るだけじゃだめだから、こういう内容があったときに、議員の先生方が自分の事務所とか自分の範囲内で勉強会をやっている。そのことを、自分たちはそういう意味で勉強したいという、そういうこともある。それでやって初めて学ぶという、それも権利だということの話になった。最終的に、自分たちが本当に公共サービスを受けるという形で、やっぱりこれも権利だよなということが、これが本当の意味でワンセットになっているということで、これを単純に、ここでは情報の共有を盛り込まないとかと書かれると、ちょっと待ってよというような

状況にある。

だからここは絶対に、ここの部分を今論議していただいているが、絶対にこれは区民サイドとしては外したくないというのが本音である。(区民委員)

座長

・なるほど。そうすると、区民の学ぶ権利を保障する条例をいずれ考えていかなければいけないと。

確かに知る権利といった場合、情報公開条例になっちゃうと、書類を出せと、文書を出す、出さないという話になっていて、実はその問題だけじゃなくて、例えば文書を出すと同時に、それについて説明をしてもらえとか、これは学ぶというところにつながってくると。

初めの4項目。さっきの3項目については区政とのかかわりだが、「区民は、学ぶ権利を有する。」というのは、何も行政が保障することができなければだめだという話ではないし、行政は説明責任があるとか、そういうことでもないと思う。行政に保障することはできないから云々というのは、全くおかしい話かなと思う。(区民委員)

座長

・そうすると、条例論にはならないということだね。だから、知る権利と書いたら、行政なり議会の側に隠さないということをもう一条入れさせるというふうにして、実はバランスがとれていくというふうを考えなければいけない。

チーム2で話したときに、共有するというところについてなのだけれども、議会・行政側が区民に対して情報を提供するということがわかるが、逆に区民側からの情報も得ようとしているのではないかと、それが共有じゃないかというところでちょっと議論になった、例えば行政が町会や地区協議会に、こういう情報は持っていないかと、出せよと言われたら、それは情報の共有だね。だから、そうじゃなくて、区民は行政や議会なりの情報を知るといふ、そういう意味で、共有というのを外しましょうかというふうになった。(区民委員)

情報を知るといふのは、どちらかという受け身の姿勢だと。共有といふのは、要するに相手とか自分があるわけではなくて、要するに一体として情報を得ることだといふふうにする。そういう点では情報を共有するといふのは非常に積極的な意味がある。

それから、学ぶ権利については、全然否定をしていないわけだが、自治基本条例の中に入れるというのがどうかということを行っているわけだ。したがって、入れるということになった場合には、やっぱり関連条例をきちんとつくって、要するにそもそもこの権利がどういうふうな意味合いを持つのか、この権利を保障するためにどうすればいいかということ、ここで決意をしなければだめだといふふうにする。(議会委員)

学ぶ権利ということだが、学ぶ権利を保障していくといふ、そういう行政の側の、これはきちんと保障していかなければいけないことは、むしろ公共サービスを受けるというような上にある、受ける権利と、それを保障していくといふこととの文脈の中で整理できる部分といふのも一つあるのかなと感じた。

それともう一つ、この下に「学ぶ権利」等の解説をつけると書いてあるが、ほかはこれの権利の前にある修飾句というのがついてくる。そこが結構議論になって、例えば知る権利なのだけれども、「区政に関する」といふようなのが入ったりとか、サービスを受ける権利といふのも「公共」といふ言葉が入ったりとかいふような、そういう意味合いで解説といふか、修飾句をつけるというふうな整理の仕方もあるのでは。(行政委員)

だから、もし学ぶ権利に対して個別条例が必要だといふならば、つくればいい。そういう覚悟でやろうじゃないかといふ話なのだよ、これを入れたのは。

何でもかいたら、不景気になったら、生涯学習はなくなったっていいわけですよ。福祉、医療、教育 教育といふのは義務教育ね といふあたりを何とかして守らなければならないということになれば、生涯学習とか環境といふのはずっと、引っ込める気になれば引っ込められるわけだね。そこで引っ込まないで、我々はこれをやるのだよといふ話。そういう覚悟で学ぶ権利を新宿区に入れようじゃないかといふことなのだ。(議会委員)

生涯学習の重要性は、それこそもっともって訴えていきたいという思いはある。ただ、それを権利として打ち出すのか、自治基本条例の考え方の中での学ぶという、その柱立てをどうするのかというのは、ちょっとそれとはなかなか、今すぐに密接にその関係性を整理できるのかというのは、ちょっと私としては非常に難しい課題だろうと思う。（行政委員）

置くべきだとは思う。要するに区民の皆さんが地域で自治していくために学ぶという意味での学びで、修飾語をつけろというのだったら、区民が自治するための学びを保障するとか、保障する権利とか、そういう意味でね、皆さんが言っているのは。（議会委員）

実はその会議のときに、私は最初に申し上げたのは、区民検討会議では、この学ぶ権利というものをいれていこうというときに、個人的にはちょっとこの自治基本条例というときに、上の3点とトーンが違うなということも思った。議論する中で、今議会委員がおっしゃったが、やっぱり情報を知るとか、区政に参加する、そして公共サービスを受けるといふ、それをどういうふうにして区民が受けとめて、自分が主体的にこの権利として立つかというときに、やっぱり学ぶというのは非常に基本的な行為であると思った。（区民委員）

「学ぶ」の意味は相当広範囲にあると。議論を聞いている中で、この「学ぶ」というのは本当にいろんな意味があると思うが、区民委員の方たちは、自分たちは自治の担い手なのだと。自治の担い手になり得る、ならなければいけない。そういう意味で、幅広くいろんなことを勉強して学んでいくと、そのための権利だと、多分私はそういうふうには理解している。

だとすれば、先ほどから出ている議論の中で、「学ぶ」という概念がいろんなふうにとらえられてしまうということであれば、例えば、区民は自治の担い手として学ぶ権利を有するとか、そのようなことをちょっと入れながら、誤解を受けやすい「学ぶ」というところを少し通訳しながら、共通するような認識に持っていったらどうかと思うが、どうか。（行政委員）

自治の担い手として学ぶ権利ということであれば、理解はしやすい。そういう学びの内容だとね。狭いですけど。それはよく理解できる。

あと、保障しなければならないということについては、区民が主体的に勉強、生涯学習するものであるというふうにおっしゃって、それは確かにそうだけれども、同時に、どこまで、どういふことを保障できるのかを、日々行政にはよくよく検討というか、実現に向かってお願いする。（区民委員）

座長

・それでいいか。任せてしまっているのか。

つまり、自治を担うということを入れたにせよ、領域はやっぱり広くて、例えば学校教育の問題から、保育園から、公民館のあり方、それから例えば高校、中学、大学への奨学制度、それから労働者の夜間の研修とか自己開発のためのチャンスとか、物すごい広がりがある。もちろん中には外国人というのをどういうふうにするかというのはあるが。そういったものをある程度イメージして、それを行政に実現させていくのだということになれば、ちょっと預け過ぎという感じはする。よろしくという感じになるのでは。

僕はこういうことも思っているが、障害を持っている方たちに行政は、上から下まで安全で安心で、生活を一層よくしていくということの面で、そういう権利として行政は当たっているが、本当に障害者の方が学ぶ権利を行政は保障しているかといったら、僕はそういう感じはしないね。だからこそ、学ぶ権利というのは、そういう意味でも必要だと思う。（議会委員）

座長

・行政がどこまでやるかというのは、次の合意形成が必要なのだ。具体的に言えば、上の学校へ進むチャンスを与えますよということが含まれていて、では、私にもくれとみんなが来たら、到底、奨学金は配れないので、今の区の力では、1年間に50人とさせてもらいたいという合意があって、それが議会で、いわば条例なり何なりでつくられていくと、そういうものをたくさんつくっていくことにはなると思う。

そういう自治を発展させていく、そういう最もベースに、この「学ぶ」というのを置いていこうというような趣旨は結構一致しているところだと思う。もう一つ、それを権利というところに

ダイレクトに置くと、それをどういう、条例ですから、どこかの仕組みの中で受けていかなければいけないわけだよね。それが、逆に言えば義務教育的なニュアンスで、例えば区民は学ぶ権利もあるが、学ぶ義務もあるのだよみたいな、ともに学習し合うみたいな、そういうようなこともあったり、そういうような部分の話だと思う。(行政委員)

座長

・だから、権利というふうに言うのであれば、この権利の性質は何か、中身はどこまで含まれているのかというようなことが詰まっていないと、条例のような公式文書に載せるのは大変怖いぞということだよね。だから、憲法でも、基本的人権と言えば、やれ生存権だの、自由権だの、社会権だのと言うが、学ぶ権利というのは何権なんだいと、今考えていたが、多分今までの範疇にないのかもしれない。もしかすると幸福追求権かもしれない。

そういう意味では、ちょっとまだ条例条文の本体として入れるには、ちょっと議論がまだ煮詰まっていないという感じで、これペンディングにしよう。少なくとも多数決で決めるのだけはやりたくないと思っているから。

学ぶ権利のところだけれども、区民委員の皆さんが、今までの行政の審議委員とか何とか委員会とかというところで不信感を抱いて、それを、そのままずっと引き継がれている方の中にはいると思う。それで、今からつくる条例については、おまえたちには負けないぞという勉強の場が、きょうはよかったよね、こういう場面がね。そういう場を今からもう担保したいという僕は解釈をしている。(議会委員)

生涯学習というのはどう考えたって、やっぱり世田谷区とか文京区とか、ああいうところのほうが進むわけ。この難しさの中で、余り区民の皆さんの生涯学習とか、学習意欲ということを、そんなに引き上げてこなかった。だけど、地区協議会だとかいろんなことをやりながら、どんどん変わってきているじゃないか。

だから条例はこれから考えればいいじゃないの。だって今すぐ条例がもう想定できて条文をつくるなんていうのだったら、簡単な話でしょう。慌てて条例をみんなで考えるぐらいのことをやったっていいのでは、1つぐらい。(議会委員)

戦略的な根幹にこれを据えていくということは大いにあり得る話、基本構想でもそういうことはうたっているし、それからあと、今年度の区政の基本方針でも、基本構想とかそういうのとは違うが、私たちが目指す地域社会というのは、学ぶ機会で学んでいくことができる、そういう社会だよと、そういうこともうたっている。だから、戦略的に根幹に据えていくということは全く問題ないと思う。

ただ、そこがこの権利という、このところの並びの中に入れるとなると、そういうようなことを、権利を有するという、先ほど座長にまとめていただいた、この権利の性質というか、趣旨というか、だからそういう自治の担い手というのが何も言っていないに等しいということになるのかもしれないが、その辺をちょっと加えとか、何かそういう工夫が必要なのかなど。でなければ、ほかのところでのこの自治基本条例の理念であるとか、原則であるとか、そういうふうなところで戦略的な、ちょっと何か前文とはまたちょっと違うのかなという感じもしなくはないけれども、使い方としては。(行政委員)

座長

・おおむねの新宿区の自治基本条例の目玉というような形にしていこうという発言もあったが、漫然とペンディングにしないで、今まで出ている、どの位置に置けば解決がつくか、あるいは表現を変えれば解決がつくかということについて、御議論をしてきていただきたい。

権利と言っているが、責務というところでの扱いも、そこへ移すということではなくて、対応するような形でという御発言だったと思うが、そういう形での処理でうまくいくかどうかを含めて、これはだから次回でも時間があればずっとやると。

もう一つは、知る権利というのは共有すると言わなかった理由は御説明いただいたような気がしましたが、どうかね。

区民サイドはやはりそういう心が少しあって、どうせ聞いても出してくれない。だから最低で

も共有したいというふうな意味合い残っていると思う。だから、その部分は、やはり知る権利と、お互いに共有する。こっちも欲しかったら出さなければいけないし、そういうことをやることによってお互いがわかり合える。本当に協働ではないか、相互が対等な形でやはり共有し合っていくというところが今回の目的の一つではないかというふうな気がした。だから入れてほしい。
(区民委員)

座長

・ちょっと確認しておくが、行政の側も区政を運営していく上で必要な区民の情報を共有したいということを認めているということか。

僕は共有という言葉が何かなじまない。共有って何か物的なものの共有のほうの気がしちゃう、やっぱり男女が愛し合うのに、愛を共有するなんて、まるっきり夢も何もない、そういうふうにひなめいた意味ではないけれども、共有という言葉がこういう文章の中でなじまないよ。だから知る権利でいいじゃないかと言っている。(議会委員)

座長

・最近、知る権利よりも共有する権利がふえてきていることは間違いない。中身は、請求したらちゃんと出してくれるという知る権利と、プラス、請求しなくても提供してくれる、させるという、その思いを込めて「共有」とどうやら言っているらしい、ただ、言葉の単純な意味で言えば、双方の情報みたいになるが、確かに区政に関する情報はかぶっているの、個人の情報を共有する権利が行政にもあるはずだということにはならないとは思いますが、それも含めて、ちょっと議論していただいて。

先ほど言った区民のほうの情報提供というのは、撤回しておく。(区民委員)

座長

・わかった。知る権利1本で行くか、共有ということはどう表現するなり、入れるか入れないかということについて、最終的な御意見を次回に伺う。

それから、区民の責務についてはどうか。確かにこれ、区民の定義によって、第2項目を書くか書かないかというのがある気がするが、もし書く場合には、例えばNPOなどが自主的な目的を持って結成されているのに、区の発展に寄与するように努めると求めるのは、自由権に対する侵害ではないかなと感じたが、余りその辺の違和感はなかったか。なければいいよ。

というのは最近、小諸市の自治基本条例が3月議会にかかるといので、小諸市は市の中に区を置くと、学校区単位らしいが、区を置くと。本市の住民は区に加入しなければならないという義務づけ規定を置いていて、ちょっと新聞記者も色めき立ったりして。

例えばこの区民の責務で、事業者ね、例えば区の発展というところで、道路を広げるから、このところにおたくのこれをどけてくださいよと、これは法律に守られているから、ないのでしょうけれども、こういうふうな、何々しない、できないような雰囲気的なものというのは、私は何かかた苦しい感じはするんだけど。(議会委員)

チーム2で話し合ったときに、行政側と区民側は区民の定義、議会もそうなのだけでも、意見を出し合ったときに、すぐ、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体と、団体も入っているので、本当はこの2つ目の「事業者、NPOなどの団体は」というのは入れないで、この最初の2行の「区民は、この地に暮らすものとして」ということになったが、議会側がまだ区民というのに団体を入れるかどうか議論しているということだったので、とりあえずここに入れておいて、議会側でもうちょっと話をまとめてくださいという話をしたところだ。

だから、結局、区民の定義をどうするかによって、この文言を入れるかどうかというのは後回しにしようということで、この文言に関してはそんなに議論はされていなかったということ。だから、議会が出した文がこのまま入っているということだ。(区民委員)

座長

・了解。だから、そのところの議論に入らないと、今議論してもしようがないと、文言ではね。そういうことだね。

一応合意事項ということで、応分の費用負担の考え方は残すが、あえてここでは表現しないと

12月22日に合意しているという資料があったので、あえて載せなかった。今お配りの資料にも載っている。行政の「行動に責任」というのも、合意事項の中では先送りとかペンディングになっていなかったというところで、あえて載せなかったという状況だ。(行政委員)

この部分に「協働と参加」という言葉が実は区民のほうでは話し合いがあった。ただしここには、この1行の「お互いを尊重して良好な地域社会」というところになじんでもらったということで、後の項目で協働、参加というふうな項目にその辺を絡めようではないかというふうな流れになっている。そういう会議の内容だった。(区民委員)

座長

・12月の合意というのは満場一致とかそういう意味じゃないのでしょうか。大体そういう方向で行きましょうという発言があった。もう一遍聞か、**「応分の費用負担をすること」**ということ

は。
多分12月にも言ったような気がするが、「応分」というのが応能なのか応益なのかわからないし、応益だったらそれはちょっと違うんじゃないかという部分もあるで、ここはあえてここに入れる必要は私はないというふうに考えている。(議会委員)

座長

・そういう話だったかね。確かにここで難しいのは、応能負担とかということだと考えると、つまり主権者たる区民じゃない人にも求めるのかというのがあるね。だけど料金はいただきますよというのがあので、そこの表現は難しいなと思うね、確かに。

ここに、「この地とともに暮らすものとして、お互いの自由と人格」ということが入っているが、これを入れた理由をちょっと教えてほしい。(区民委員)

行政案に入っている「自由」「人格」を、以前の合意の中で、座長のほうで取りまとめた合意案の中に、そういうニュアンスで行こうというので残っていたので、そのまま採用、行政案のそういったものが三者の合意になっている、そのまま踏襲したというところで、特にこの「自由」について議論があったということはちょっと記憶はない。(行政委員)

区民会議においては、この部分を「お互いを尊重し」という部分で、余りその中に言葉を入れると、その部分の範囲が狭まるのではないかという部分があったりして、その部分で少しずつ、わかりにくい、いろんな意味でわかりやすくして、「自由と人格」というふうに言ったという部分もあったんだけど、やはり本当にこの部分がそれだけでいいのかと、「自由と人格」だけ尊重すればいいのかという部分になってきはしないだろうかという懸念なのだけれども。(区民委員)

議会のほうで定義をこれから煮詰めるが、議会のほうで区民の中に事業者とか団体を含めるということであるならば、この2行目は全部一括して削除して、1項目だけが生きるということになるわけか。そういう整理の仕方か。

そうすると、1項目めと2項目めは必ずしも同じ事を言っているわけじゃないよね。2項目めで、例えば「区の発展」というのがあっても、こういうところは消えてしまうということになるわけね、整理の仕方としては。

議会の中で議論があったのは、要するに事業者は、あるいはNPOも含めてだというふうに思うが、区の発展という意味合いはちょっと漠然としてわかりにくい、そういう任務があるのではないかという主張が結構強かった。必ずしもそれに賛成ではないが、議会の中ではそういうふうな議論があった。したがって、この2項目めが消えるということになれば、そういう主張をした委員の声が消えてしまうなということで、ちょっと懸念をして。(議会委員)

座長

・ちょっと体裁で言えば、権利のところは3項目とか4項目あって、責務のところは1項目というのはちょっと寂しくないかいという、印象は持っている。権利はいっぱい、責務はちょっとというのは、ちょっと身勝手過ぎないかなと。そんなこともちょっと感じるが、しかし、今お話を伺っていると、この1行で結構十分条件になっているのだという。

もし加えるとすれば、権利と同等というか、するのでしたら、行政サービスに対する負担、こ

れを入れると、非常に座りはいいね。(区民委員)

いろんな地域説明会で出たのは、区民を縛る条例をつくるのかという御意見がたくさん出て、区民が自治するための条例だから、バランスが私は悪くても別に、権利が多くても、責務が少なくてもいいと思う。座りがいいとか悪いで、もう1項目入れようとかというのはやめていただきたいと思う。(議会委員)

座長

・これは五感というか、感性の問題のような気がするので、僕なんかの中では、「ともに生きる」というほうがもっと強い関係のちょっとニュアンスがあるよね。この都市社会でそんなのありかとか、ちょっと思うところがある。

これは好き好きの話にしましょうよ。どれがいいですか。「生きる」という御提案でよろしいか。

「生きる」だといろんな困難も、さまざまないろんなことも乗り越えながらというのが入ってくるよね。(議会委員)

座長

・そうですね、ニュアンスはね。「暮らす」というと、ただそですり合っているだけみたいな、ちょっと薄いのだよね、関係が。「お互いを」か、「お互いを尊重する」と。

自由ということはお互いの自由であって、そういうごみ屋敷とか騒音とかいう人が自由を主張しても、それを拒む自由、受ける側の自由も同じにある。だから、やはりそういう人だけを考えないでよいのでは。(区民委員)

座長

・そもそも、その場合に自由という概念が成り立っていない。自由というのは相手の権利を侵害しない限りにおいて成り立つというふうに限定しないと、私の勝手でしょうというのは自由ではないので。

チーム2としては、そこまで深いところに至っていなかったものだから、地域社会と協調とか、お互いを尊重するというのと、個人の尊厳、自由、人格を尊重するところを2つやったら、さっきの1つじゃなくて、何か項目を整理していくというのはどうなのか。(議会委員)

座長

・なるほど。2項目にするということですか。

・持ち帰るという提案があったので、それに今乗ろうかなと思っているが。

やっぱり個人の尊厳のところと、自由、人格の尊重というのと、お互いの地域社会としての協調というのは、一緒くたにできない。両方とも重要なのだ。だからそれを、自由と人格を除けば、それじゃ何か隣近所のために自由なり人格を押さえられるのかともなるわけだし、あるいは入れれば、そんなことをいったって、自由とか何かの主張のし過ぎじゃないかという話にもなると、良好な地域社会をつくるために協調し合うということと、個人のお互いの尊厳、尊重、自由を尊重するというのは、両方とも大事だということと言うと、2つ並べておくというのが一番誤解がないのかなというふうに思ったので。(議会委員)

座長

・チーム2に持ち帰って、詰めて、もう一回出し直してと言ってもだめなの。

問題は「この地にとともに住むもの」の「この地に」という言葉はいいかどうかという話ぐらいの議論で、いや、やっぱり「この地にとともに住む」というのはいいよねという話だったんだよね。あとは、もう座長の言うとおりに、この1本で行こうと。余りこういう議論になるとは思わなかったものだから、これにしたが、やっぱり個人の尊厳というのはもう一方であるわけだし、もう一方では地域社会との協調というのがあるわけだから、それはどっちか削るわけにもいかないだろう話にはなるのだけれども。(議会委員)

座長

・一応きょうの議論を踏まえて、次に出されてくるものにはそれなりの尊敬を払って。こんなに私たち、お互いの人格を尊重し合っているのに、意見なんか一致しませんね。

ということで、実は何もしないと言ったら悪いけど、4つあるうち1つしかしないで終わりにしなければならない。この後もちょっと予定が、例の市民討議会のプロポーザルの件があるので。

事務局（行政）

・とりあえず本日の議論を踏まえて、もう一度区分Bの議論をすることになりました。次の区分の割当てを考えながら進めたいと思っていましたが、次回にします。

区民検討会議の運営会で、区分Fの後にどこを着手したらいいか、前回議論したのですが、お手元の資料7を見ていただきたいと思います。

資料7の今まで検討してきたところとしては、区分A、区分B、区分E、区分Fという形で議論してきたわけですが、区民検討会議においては次回、区分C、行政の役割と責務、行政の運営、税財政について議論していこうということで決まりましたので、専門部会及び議会もその形に合わせていただくことで了承いただければ、きょうは結構です。

座長

・いいね。それはそれでやっていただいております、次回はきょう積み残した議会のところを、議会側から出されているものを中心として議論すると、こういうことだね。

それと、もう一つやっておかなければいけないのは、4月以降の日程ということで。

事務局（行政）

・日程について、もう一度読み上げますので、確認していただければと思います。

4月13日火曜日、4月28日水曜日、5月12日水曜日、5月27日木曜日、6月17日木曜日、6月29日火曜日。

事務局（議会）

・本日のまとめですが、チーム2から出てきました検討シートについて、区民の権利につきましては、学ぶ権利の部分につきましては、条例本文に入れるにはまだ議論が必要ということで、ペンディングとしています。また、知る権利について、共有する権利の部分についての表現もどうするかということで、また次回議論をするということに、あと責務につきましては、この地とともに生きる云々かんぬんという表現等で、チーム2のほうに持ち帰っていただいて、再度議論していただいて、御提示をいただくということです。

座長

・それでは、次回について事務局から。

議会事務局次長

・次回の3月23日でございますが、次の日が、今定例会中でございます、24日は最終日に当たってございます。今の状況ですと、その準備の関係から、3月23日は日にちとしてはオーケーなのですけれども、時間等について多少変更させていただく場合がございますので、通知が行くと思いますので、通知で確認をさせていただきたいというものでございます。今ちょっと調整中でございます。

副座長（議会）

・3月23日までには両方終わっているから、両方たたかせてもらったらいいよね。

座長

・それでは、本当にお疲れさま。

散会 午後 9時05分